

# HACCP 導入研修会

食品衛生法の改正（平成30年6月）に伴い、原則として、すべての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。

この度、飲食店営業者及び菓子製造業者において円滑に HACCP を導入していただけるよう、下記のとおり研修会を実施することとしました。

つきましては、HACCP 義務化に備え、本研修会に積極的にご参加くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 研修会の対象

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を求められている小規模事業者（飲食店営業者・菓子製造業者）

### 2 研修会の実施

#### (1) 飲食店営業者を対象とした研修会

##### ア 日時

(ア) 令和2年3月3日（火）15:00～16:30

(イ) 令和2年3月4日（水）15:00～16:30

##### イ 場所

宝塚市東洋町2-5  
宝塚健康福祉事務所 2F 第2会議室

##### ウ 持ち物

メニュー表（お品書き）、筆記用具



#### (2) 菓子製造業者を対象とした研修会

ア 日時 令和2年3月18日（水）15:00～16:30

##### イ 場所

宝塚市東洋町2-5  
宝塚健康福祉事務所 2F 第2会議室

##### ウ 持ち物

製品一覧表、定規、筆記用具



#### (3) 申し込み方法

以下の申込先に電話でお申し込みください。先着順、各回 定員 30名

申込先：宝塚健康福祉事務所食品薬務衛生課

電話番号 0797-62-7312

**この研修に参加して、  
HACCP 必要書類を完成させよう！**